

# コンダテンエン!

vol.1 10月から、幼児教育・保育の無償化が始まります!

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料が無償化されます。
- 0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。

### 【食材料費等の取り扱いについて】

- 送園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子供たちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

## 認可外保育施設等を利用する子供たち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、お住いの市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 3歳から5歳までの子供たちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

### 【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。



※「保育の必要性の認定」の要件などについては、お住いの市町村にご確認ください。

問い合わせ

子育て支援課

電話:098-866-2457

FAX:098-866-2433

広告

